

2024年10月31日

日EU合同金融規制フォーラム第5回会合における共同声明（仮訳）

日EU合同金融規制フォーラムの第5回会合は、2024年10月30日及び31日に東京で開催された。

参加者は、ロシアによるウクライナへの不法な侵略戦争を含む地政学的な不安や暴力的な紛争がもたらすリスクに焦点を当て、日本、EU及び世界市場の動向と金融安定について議論した。

参加者はまた、サステナブルファイナンス、デジタル金融の分野、銀行及び保険セクター、資本市場を含む規制・監督上の多くの課題や国際的な場におけるより緊密な協力の可能性についても議論した。

参加者は資産運用立国実現プランについて議論した。また、ドラギ・レポートにも触れ、市場競争力強化の重要性について意見交換を行った。

日EU合同金融規制フォーラム会合は、三好敏之金融庁国際総括官及びアレクサンドラ・ジュール＝シュレーダー欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局次長が共同議長を務めた。

本フォーラム会合には、金融庁及び欧州委員会に加え、欧州中央銀行（ECB）、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、欧州保険年金監督機構（EIOPA）及び単一破綻処理委員会（SRB）の幹部が同席した。

参加者は、マクロ経済の動向や経済減速やインフレの懸念などのリスクについて議論した。

参加者は、脆弱性を監視し、金融の安定に対するリスクを軽減するために、国際的なレベルを含む継続的な意見交換が重要であることに留意した。

参加者は、トランジション・ファイナンス、サステナビリティ開示などのトピックをカバーする、それぞれの法域におけるサステナブルファイナンスの分野における進展に関する情報を共有した。

この点に関して、金融庁は、トランジション・ファイナンスに係る最近の取組のほか、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）におけるサステナビリティ開示基準の策定状況及び基準の適用時期等について報告した。EUの参加者は、最新のサステナビリティ開示の進展についてアップデートを行った。

両者はまた、基準の相互運用性及びネットゼロへの秩序ある移行を支援するための多国間の取組の進展の重要性を想起し、G20 サステナブルファイナンス作業部会（SFWG）

およびサステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）のメンバーとしての協力についても議論した。

参加者は、デジタル金融の進展、特に暗号資産の規制及び金融サービスにおける AI 活用に関する議論を行った。

参加者は、このセッションで議論された多くのトピックに対する相互の関心を認識し、二国間の交流及び国際的な場の双方において継続的な協力への期待を表明した。この文脈において、金融庁は、暗号資産および AI に関する最近のアップデートを提供した。欧州委員会は、暗号資産市場（MiCA）規制の実施状況に関する最新情報を提供した。

参加者は、それぞれの法域における最終化されたバーゼルⅢ改革の実施状況について相互に情報交換を行った。市場の分断を避けるため、グローバルに全ての法域でバーゼルⅢ枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施することの重要性を再確認した。

さらに、参加者は、EU および日本における再建・破綻処理計画策定及び 2023 年の銀行セクターの混乱から得られた教訓について議論した。

最後に、金融庁と SRB は、G-SIBs の破綻処理に関する事項についての協力に関する年次のアップデートを行った。

参加者は、保険監督者国際機構（IAIS）執行委員会の議長を務める有泉秀金融庁金融国際審議官のリーダーシップの下での、国際資本基準を含む IAIS の主要なプロジェクトについて議論した。

金融庁は、日本の経済価値ベースのソルベンシー規制及び日本の保険業界の現状に関する最新情報を提供した。

一方、欧州委員会は、EU のソルベンシーⅡの枠組みの見直しプロセス及び保険再建・破綻処理指令に関する最近の進展報告を行った。

欧州委員会はまた、気候変動レジリエンスに関する対話の成果についても提示した。

資本市場の分野では、参加者は、それぞれの法域における資本市場機能の強化や資産運用セクターに関連する政策改革について意見交換を行った。

金融庁は、日本の資産運用立国に係る取組の概要を説明し、欧州委員会は、欧州の証券化を含む資本市場同盟（CMU）プロジェクトについて最新の情報を共有した。より具体的には、金融庁は家計の安定的な資産形成の支援、コーポレートガバナンス改革、資産運用業とアセットオーナーシップの改革に関する最近の進展について説明した。

欧州委員会は、既存の EU 証券化の枠組みに関する最新情報を提供し、参加者に対して、この枠組みに関する最近開始された対象を絞った市中協議について通知した。

加えて、証券取引の決済期間の T+1 への短縮化及び NBF1 に関する規制動向につい

て意見交換を行った。

参加者は、2025年にブリュッセルで開催される見込みの次回フォーラム会合に先立ち、本フォーラム会合で議論された様々なトピック及び相互に関心のある他のトピックについて更に連携することに合意した。

(背景)

日EU金融規制協力は、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の金融規制に関する規制協力に関する附属書八-A」に基づいている。

この付属書は、2022年3月に金融庁及び欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局(DG FISMA)によって採択された「日EU経済連携協定付属書8-Aに基づく金融規制に関する日EU協力の実施のための実務的取決めを定める枠組み」によって補完されている。

これらの取決めは、日EU合同金融規制フォーラムの開催や参加者間の情報交換などに関するものである。

金融規制協力の目的は、金融の安定性、公平かつ効率的な市場、及び、投資家・預金保険者・保険契約者・金融サービス提供者がフィデューシャリー・デューティーを負う者の保護を、さらに強化することを目的として、二国間及び国際機関の場において協力することとされている。日EU合同金融規制フォーラムは、金融庁と欧州委員会との間の議論のための主要なプラットフォームであり、毎年開催されている。ECB、欧州監督者機構及びSRBは、本フォーラム内の議論に定期的に参加している。

日本の金融庁と欧州委員会の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局は、IPSFに参加している。IPSFは、環境面で持続可能なファイナンスを目指して、情報交換や関係する政策協調の努力を促進するものとなっている。その重点課題には、タクソミー、基準及びラベルといったイニシアティブや、投資家が世界的なグリーン投資機会を識別しかつ把握するための基礎的な要素である開示が含まれる。

2019年10月11日、金融庁とSRBは、再建・破綻処理に関する協力枠組みに合意した。